

かみごおり生活応援プレミアム付商品券

実施要領

上郡町商工会

事業名称	かみごおり生活応援プレミアム商品券発行事業
目的等	<p>上郡町商工会（以下「商工会」という。）が上郡町（以下「役場」という。）の委託を受け、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けている家計への支援及び地域経済の活性化を図るとともに、町民の経済的負担の軽減を目的に、プレミアム付商品券を発行する。</p> <p>同商品券の名称は、「かみごおりプレミアム付商品券（以下プレミアム商品券という。）」とする。</p>
事業概要	<p>「プレミアム商品券」 （購入方法） ①上郡町より住民台帳を基に町民全員を対象に官製はがきによる「プレミアム商品券」購入引換券を発送する。 （引換・販売方法） ②プレミアム商品券の購入希望者は、送られてきた官製はがきを販売窓口（上郡町商工会、町内郵便局）に持参し、現金4,000円と引き換えにプレミアム商品券1セット（額面7,000円）を販売する。 （利用方法） ③プレミアム商品券は、事前に登録のあった店舗のみで使用できる。 ④プレミアム商品券は、1枚を1,000円とし、大型店・中小店共通券の4枚、中小店専用券3枚。 （換金方法） ⑤使用されたプレミアム商品券は、裏面に店名を記入し、請求用紙に枚数を確認のうえ記入し、商工会に持参。事前に登録店希望の金融機関の小切手と交換する。</p>
事業実施体系	①上郡町商工会は上郡町からの委託を受け、プレミアム商品券の取扱い事業所の「募集登録」とプレミアム商品券の「販売・換金事務」を行う。
販売対象者	①上郡町民とする。 ※令和7年5月1日現在において、上郡町に住民票を有する者。
販売の期間	①販売日及び販売期間は、令和7年6月1日（日）から令和7年6月14日（土）までの14日間とするが、完売次第終了する。 ※1日（日）、7日（土）、8日（日）、14日（土）の販売は上郡町商工会館の会場のみ

販売場所	<p>上郡町商工会館 (所在地) 赤穂郡上郡町大持 278 電話 0791-52-3710 上郡郵便局、上郡本町郵便局、高田郵便局、船坂郵便局、 西播磨光都プラザ郵便局</p>
取扱対象事業所	<p>(取扱対象事業所) 「プレミアム商品券」の取扱いの対象となるのは、上郡町内で営業する法人・個人の店舗・事業所のうち本実施要領に掲げる「取扱店登録申込書」の提出があった登録店とする。</p> <p>(登録店の募集方法) 広報かみごおり、上郡民報、郵送等において周知する。</p> <p>(申込期日) プレミアム商品券の取り扱いを希望する事業所は、「取扱店登録申込書」に必要事項を記入の上、3月14日(金)の午後5時までに上郡町商工会へ提出、または、オンライン申し込み。 (注) 期日後でも取扱店の登録申し込みは可能とするが、広報かみごおり5月号に折込する取扱店一覧表には掲載されない。</p>
額面と発行セット数	<p>① 額面は1枚1,000円、1セット7枚綴り7,000円とする。 ② 13,000セットを販売(予定) ③ 販売価格4,000円/プレミア率75%</p>
プレミアム商品券	<p>「プレミアム商品券」1セットのうち、4,000円(4枚)を「大型店・中小店共通券」、残りの3,000円(3枚)を「中小店専用券」とする。</p>
販売単位	<p>購入申込者1人につき1セット(1冊)、4,000円で販売する。</p>
使用期間	<p>販売日の令和7年6月1日(日)から令和7年11月30日(日)までとし、有効期間を過ぎた場合は無効となる。 また、期間を過ぎ無効となったプレミアム商品券の払い戻しには応じない。</p>
購入・販売方法	<p>① 令和7年5月1日(木)現在において、「上郡町」に住民票がある者を対象に上郡町役場から官製はがき「プレミアム商品券」購入引換券を発送する。 ② 発送時期は、令和7年5月19日(月)～31日(土)に町内対象者へ発送する。 ③ 購入枚数は町民1人につき1セット(7枚)限りとする。 ④ 購入希望者は本人に限るが、事情により販売場所に来られない場合は、代理人が代わって購入することが出来る。 ※代理人の氏名・住所の記入を確認、合わせて「身分証明」にて本人確認し、</p>

	<p>代理人確認欄に☑チェックを記入する。※クレーム対策（予防）</p> <p>⑤ 購入は、「購入引換券」のはがき持参者のみとし、紛失及び未配達等のクレームには、基本的に対応しない。（その場では販売はしない）</p> <p>※未配達かどうかの確認を後日確認したうえで、販売を協議する。</p> <p>※前述『販売場所』以外でのプレミアム商品券の販売は一切行わない。</p>
<p>換金業務等に関する 主要事項</p>	<p>1. 換金業務</p> <p>① 取扱対象事業所は、使用済み「プレミアム商品券」裏面の『取扱店印欄』に取扱店名が判別できる印を押印し、『換金請求書』に記入の上、あらかじめ指定された換金日に、商工会へ持参する。</p> <p>※取扱対象事業者からの使用済み「プレミアム商品券」換金については、換金手数料を徴収しない。</p> <p>② 商工会はその場で持ち込み枚数を確認し、2枚複写となっている換金請求書の1枚を登録事業者控として、1枚を商工会控としてそれぞれ保有する。</p> <p>③ 商工会は、換金請求書の金額と使用済み「プレミアム商品券」の枚数を確認後、銀行渡りの小切手にて支払いを行う。その際、商工会控の小切手受領印欄に受領者名の記入と受領印を押印する。</p> <p><u>(換金日)</u></p> <p>令和7年6月2日（月）～令和7年12月26日（金）まで。 （土・日・祝日を除く、平日の午前9時から午後5時まで）</p>
<p>告知方法等</p>	<p>町民への告知は、次の方法により町と商工会が連携して行う。</p> <p>具体的には、「広報かみごおり」「上郡民報」「役場ホームページ」「商工会ホームページ」等を利用し。周知徹底に努める。</p>
<p>使用の対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ ・出資や税金、水道光熱費等の公共料金 ・商品券類、プリペイドカード類、有価証券類 ・切手、官製はがき、印紙 ・不動産に係る支払い ・仕入れ等の事業資金

<p>取扱いに係る 注意事項</p>	<p>1. 取扱対象事業所は、次に掲げる事項を遵守する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 販売期間中は、「プレミアム商品券」取扱店であることを示すポスターをよく目につく場所に掲示する。 ② 釣り銭は出さない。 ③ 「プレミアム商品券」有効期間を過ぎた場合の使用には応じない。 ④ 「プレミアム商品券」の利用者に際し、常に気持ちの良い接客に努める。 ⑤ 取扱対象事業所は、「プレミアム商品券」の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。 ⑥ その他、本実施要領に記載する事項。 <p>2. 偽造券使用に関する重要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「プレミアム商品券」の受取りにあたり、取扱対象事業所は見本券と照合し適正な真券であるか十分確認する義務を負う。 ② 取引終了後、偽造券であることを発見した場合は、直ちに商工会に通報し、回収した偽造券を引き渡すこととする。 ③ 換金時において偽造券であることが発覚した場合も、偽造券に対する小切手での対価の支払いはしない。
<p>不適切な行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「プレミアム商品券」を購入した者が自社商品の購買に「プレミアム商品券」を活用してはならない。 ・「プレミアム商品券」の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、販売事業者側が消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。 ・「プレミアム商品券」を事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いることはできない。
<p>登録の抹消等</p>	<p>取扱対象事業所が、本実施要領に違反した場合には、商工会はその登録を抹消することができる。</p>

令和7年2月7日